

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を同政令等に準じて拡大する。

第2 改正の内容

- (1) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、現行では水道に関するもののみを対象としている実務経験に下水道、道路等に関するものを新たに加えるほか、学歴及び学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加、資格要件における「土木施工管理」検定合格者の追加等を行う。
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

第3 施行期日

令和7年4月1日

岩見沢市条例第12号

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岩見沢市水道事業給水条例（昭和31年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「1箇所」を「1か所」に改める。

第11条本文中「1箇所」を「1か所」に改め、同条ただし書中「2箇所」を「2か所」に改める。

第33条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道」を「又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「経験を有する者」の次に「（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2年6か月以上水道に関する技術上の実務

に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第4号から第8号までを次のように改める。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第33条第8号の次に次の3号を加える。

- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定

する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第34条第1項第1号中「の規定により布設工事監督者となる資格」を「第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「第4号」を「第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項第5号中「外国の学校において、」の次に「前条第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「各号の学校」を「各号に規定する学校」に改め、同項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理

に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 34 条第 2 項中「1, 000 立方メートル」を「10, 000 立方メートル」に改め、「前項」の次に「第 1 号中「3 年以上」とあるのは「1 年 6 か月以上」と、「5 年以上」とあるのは「2 年 6 か月以上」と、「7 年以上」とあるのは「3 年 6 か月以上」と、同項」を加え、「6箇月」を「6か月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 31 年 3 月 31 日以前に行われた技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の岩見沢市水道事業給水条例第 33 条第 10 号及び第 34 条第 1 項第 7 号の規定の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。